

流山市市民投票条例素案に対する意見と市の考え方

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	市民投票条例素案 修正案
1	第2条	自治基本条例第17条第1項に規定する流山市が直面する将来に係る重要課題とは、市及び市民全体に影響を及ぼす事項であって、市民に直接その意向を問う必要があると認められるものとする。	「市及び市民全体に影響を及ぼす事項」は、「市民及び市」とすべき。主権者の投票条例だから、その主体の一番は市民でなくてはならない。	ここでいう「市」は自治基本条例第3条第3号に規定する「市」の定義ではなく、広義の「市」を想定しています。ご指摘を踏まえるとともに、わかりやすく「市民及び流山市」と修正します。 【自治基本条例】 第3条第3号 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいいます。	有	自治基本条例第17条第1項に規定する流山市が直面する将来に係る重要課題とは、 <u>市民及び流山市全体</u> に影響を及ぼす事項であって、市民に直接その意向を問う必要があると認められるものとする。
2	第2条		「市民に直接その意向を問う必要がある」の「意向」とは、アンケート調査、あるいは方向性を聞こうとする意味で、「意思」とは異なる。市民投票条例だから、主権者の意思決定する条例であり、「意向」ではなく、「意思」とすべきだ。	ご指摘を踏まえ、「意向」を「意思」と修正します。	有	
3	第3条第2号第3号	(2)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者 (3)出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者	投票資格者に外国人を入れることはとても良いことだと思います。ただし、現在の案では特別永住者と永住者の在留資格をもって在留する者に限定されています。知り合いに外国人と結婚された方がいますが、外国人の奥さんは永住者の資格をまだ持っていないと聞いています。結婚しても在留資格は得られても、永住者の資格はなかなか許可が出ないそうです。様々な在留資格があると思いますが、永住者に限らずもう少し投票資格者の幅を広げたほうが良いと思います。	外国人の投票資格者については、日本での生活の基盤が確立していることに加え、市民投票の内容について十分に理解し、自らの意思で投票を行うために、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身につけている必要があります。在留資格者の在留期間は、最長で5年間とされており、将来にわたり日本国内に居住することが明確ではない方が含まれることから、投票資格者は永住者と特別永住者としています。	無	
4	第3条第2号第3号		「投票資格者」については、素案の3条2、3号の外国人は除外すべきである。仲間外れとかいう問題ではなく、また、国際化?という問題でもない。 あくまで、主権者という法的正統性の問題である。従って日本国籍を有する者でなければならない。	市民投票制度は参政権に基づく制度ではなく、市民の意思を問うための制度です。自治基本条例第17条において「市民から市民投票の請求」と規定されており、同第3条第1号において「市民」の定義を「本市の住民基本台帳に登録されている者」としていることから、投票資格者に外国人を含めています。	無	
5	第4条第2項	前項の規定にかかわらず、既に請求に係る手続が開始されている場合においては、当該請求に係る市民投票の手続が行われている間は、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一又は同旨の事項について、市民投票を請求することができない。	「既に当該請求に係る市民投票の手続」が“終了”したときは、市長はその旨を告示する旨の規定を定められたらいかがでしょうか。 “終了”に該当する時点としては、市民投票の実施に至らないケースでいえば、署名数が1/6に期日までに満たなかった場合、或いは、その課題について市長や市議会による議論検討、情報公開・合意形成が重ねられたことにより、請求代表者が、市民投票によらずとも、市長や市議会のこれら活動を見守ろう、と考え、8条1項の証明を求めない場合、などありえそうです。なお、“終了”した旨の告示を知った別の方があらたな請求代表者となって、先行しかけた課題と同一又は同旨であっても、市民投票の実施を請求する機会は用意しておきます。	市民投票の請求に係る手続は、地方自治法に基づく直接請求の例により規定しており、「告示」についても同様に規定しています。実務においては、市民投票の請求に係る手続の状況を適宜、市のホームページ等に掲載することを考えています。	無	

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	市民投票条例素案 修正案
6	第4条第1項	投票資格者は、第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者(以下「請求代表者」という。)から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。	「投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署」とありますが、今の流山市の選挙投票率50%弱から考えると厳しい様に思えます。例えば、投票資格者を150,000人とすると1/6は25,000人、一方当市の選挙の投票率は50%弱で、150,000人×50%=75,000人。従って、市政に参加している市民(投票する市民)として考えると、25,000人/75,000人= 33.3%(1/3)で、市政に参加している市民の3人に1人の署名を集めるというのは意外と大変かもしれないですね。本当に市民に影響を与える重大な問題でないと難しいですね。「8分の1以上」が良いと思いますが。	市町村の合併の特例に関する法律(平成16法律第59号)に基づく合併協議会の設置請求に必要な要件や、過去に本市において実施された地方自治法に基づく直接請求で、約6分の1の署名が集まったこと、さらには市民投票の乱発の懸念などを考慮し、6分の1以上が適当と考えています。なお、常設型の市民投票条例を制定している62市町村のうち、56団体が6分の1以上(1/3、1/4、1/5を含む。)を必要署名数として規定しています。	無	
7	第4条第1項		“投票資格者の総数の6分の1”を“投票資格者の総数の8分の1”に変更する。 理由:市民の声を聞くには、8分の1が適当と考える。 6分の1は、ハードルが高過ぎるのではないか。		無	
8	第4条第1項、第6条第4項、第8条第1項第2項		① 第4条1項のうち、“投票資格者の総数の6分の1以上”を“投票資格者の総数の10分の1以上”に修正する。 ② 第6条4項、第8条1項、2項にある”6分の1”を”10分の1”に修正する。 【補足】 素案の“6分の1”は根拠がない。合併協議会の設立の請求要件を参照する向きもあるが、説得力はない。 市民協議会が市に提案した自治基本条例原案の第18条には、市民投票の請求要件として、“10分の1以上”としている。 市民協議会の一員であったが、協議会の白熱した議論の中では、我孫子市のように”8分の1以上”とするか”10分の1以上”とするか、この両論に意見が分かれた。6分の1は論外であった。		無	
9	第4条第1項		解説文を読んでも何故6分の1なのか合理的な説明がない。1/8ではどうして駄目なのか。川崎市は1/10。解説文に合理的な根拠を説明すべき。1/10でもよいのでは。		無	
10	第4条第1項	投票資格者は、第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者(以下「請求代表者」という。)から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。	投票資格者は1/6以上の連署があれば、市長も請求者となることができると解釈するが、これはあまり現実的ではない。 請求権は市民のみに限定すべきである。 議会や市長は条例で規定するまでもなく発議権を持っており権限を行使することができる。 また、6条2項で「市長は申請があった場合において、実施請求書に記載された市民投票事項が第2条及び前条の規定に該当すること並びに請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに当該請求代表者に実施請求書を返付し、請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示する」とあり市長が請求代表者となった場合、自らを判断することとなり、公平性、透明性の観点からも無理がある。	市長及び議員は、それぞれ地方自治法に基づく議案の提出権があります。自治基本条例の趣旨は市民自治を推進することであり、議会基本条例の趣旨の規定からも、市長及び議員が請求代表者になることは望ましくないと考えます。	無	※ 条例案の修正はしませんが、市民投票条例の解説に市長及び議員の請求代表者になることは望ましくない旨を明記します。
11	第4条第1項		「請求代表者」から市長および議員を除外する。		無	
12	第4条第1項	投票資格者は、第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者(以下「請求代表者」という。)から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。	主語が「投票資格者」となっているが、条文が分かりにくい。次のように修正すべき。 第4条 投票資格者は、第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者(以下「請求代表者」という。)から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。	市民投票の実施の請求は発議にあたらなため、規定していません。	無	

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	市民投票条例素案 修正案
13	第5条	ただし、二者択一により難いときは、3以上の選択肢から1つを選択する形式によることができる。	3択以上になると、一番不人気だったものが、票が割れることで、結果、数多くなってしまふ逆転現象がおこることがある。3択以上は削除。	ご指摘を踏まえ、請求の形式は「二者択一で賛否を問う形式」のみとし、ただし書き以降を削除します。	有	前条第1項の規定による請求に当たっては、市民投票に付そうとする事項(以下「市民投票事項」という。)が、投票資格者が容易に内容を理解できるような設問により、二者択一で賛否を問う形式でなければならない。ただし、二者択一により難いときは、3以上の選択肢から1つを選択する形式によることができる。
14	第7条第1項	請求代表者は、署名簿に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等(署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。	署名に印を押すことを義務付けるのは、やめるべきである。街頭署名活動などが難しくなる。	署名の収集に係る手続については、地方自治法に基づく直接請求の例により規定しています。署名簿に自書し印を押すことは、直接請求制度において確立された制度であり、本条例においても市民投票制度の適正な執行に必要なことであり、省略することは考えていません。また、生年月日についても、投票資格者本人を確認する上で必要な事項と考えています。なお、押印は拇印であっても差し支えありません。	無	
15	第7条第1項		第7条1項のうち、“印を押すことに併せ”の文言を削除する。		無	
16	第7条第1項		署名等から“印を押すこと”と“生年月日を記載すること”を削除する。 理由: 本人確認のためには必須事項ではなく、個人情報とは慎重に取り扱うべきと考える。		無	
17	第13条第1項第2項	1 市長は、市民投票を実施する際には、当該市民投票に関する必要な情報を市の広報その他適当な方法により市民に提供しなければならない。 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、正確性、公平性及び中立性の保持に努めなければならない。	情報の提供については、市民も関わってわかりやすく丁寧な情報提供が必要である。そのための市民視点が入った情報提供のためには市民が参加する「市民投票に関する情報提供委員会」等を設置した情報発信の在り方が必要。	市民投票に至る過程においては、自治基本条例や市民参加条例に基づき、情報提供、パブリックコメントやタウンミーティング、公聴会などの市民参加手続が行われているものと考えられます。その上で、市長は、市が有する情報を整理して、その内容が賛否いずれかに偏ったものにならないよう、提供することとしています。市民投票は市民の請求によって実施されるものであり、投票運動についても原則自由に行うことができるとしていることから、市民間で活発な議論が行われることが期待されます。改めて、情報提供のための組織を設けることは考えていません。	無	
18	第13条第1項		“情報の提供と認識の共有を図るために、市長は市民投票説明集会を開催する”ことを追加する。 理由: “市の広報その他適当な方法”だけでは不十分である。最低でも市長の責任のもとで説明集会を開催し、市民投票の対象事項および手続等について丁寧な説明を行い、周知徹底を図る。できれば、市民が参加する情報提供委員会(仮称)を設置して、投票対象事項に関する必要十分な情報提供と認識の共有および投票参加への働きかけを推進することが望ましいと考える。		無	
19	第22条	市長は、市民投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示し、かつ、当該市民投票の請求代表者及び議会の議長に通知しなければならない。	「市長は、市民投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示」とありますが、投票率に拘らず、投票結果を開示するという事ですね。	市民投票の投票率にかかわらず、開票し、結果を公表します。	無	
20	その他	—	投票条例の趣旨として、「市民の意向を把握し、その結果を尊重して当該課題に対処」とありますが、条例には尊重義務のラインがありません。どのラインを基準に尊重するのでしょうか。他市では、投票資格者の1/2とか、1/3(我孫子市)とか、有効投票数の1/2(野田市)とかありますが、基準ラインがないということは、結局市長の判断によるという事になるのでしょうか。	市民投票は、投票率も含めて、結果と考えます。このことから、本条例では投票率にかかわらず、開票し、結果を公表することとしています。 市長及び議会は、賛否の割合や投票率などを含めて、結果を尊重することになります。 【自治基本条例】 第17条第2項 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。	無	

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	市民投票条例素案 修正案
21	その他	—	「市民投票の結果」のような「有効投票総数の過半数をもって決し、これをもって市民投票の結果とする。」との規定がない。また、「結果に拘束される」との規定か、あるいは、「結果を尊重する」との規定もない。本素案の致命的な欠陥部分だ。これだけの費用をかけ、時間と人員を投入し、議会ではなく、主権者である「住民の意思決定」を求めるものであり、「直接民主主義を実行する制度」であるので、尊重ではなく、「拘束される」と規定されるべきである。しかし、仮に、「尊重する」とするならば、「最大限尊重する」と規定してもらいたい。聞きましたでは条例の意味がない。	市民投票の結果の尊重義務については、自治基本条例第17条第2項に規定していませんので、本条例では改めて規定していません。 【自治基本条例】 第17条第2項 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。	無	
22	その他	—	すぐには難しいと思われるが、今後に向けて『電子投票』の仕組みの具現化を検討すべきと考える。 市民の利便性と経費節約に貢献できる仕組みが提供されることを期待したい。	電子投票は選挙において十分な普及がされていません。今後、選挙において普及されてきた際に検討したいと考えています。	無	
23	その他	—	大変条文が分かりにくい。また、規則に委任してよいような細かな手続きまで書かれている。条文を整理すべきだ。平易に書いてもらいたい。 広島市の条例のように整理した方がよい。この素案では、市民が読んでも、中心となる住民の投票権（「市民の権利」）の規定が明確に伝わってこない。その点、広島市の条例は分かりやすい。手続的なことは規則に委任し、市民投票権の根幹部分を条例本文に書き込むべき。	条例には、市民投票の請求及び実施に係る必要な事項を規定しています。	無	